

私の一般質問

浜松市議会議員

長山 芳正



市民活動に対する補助金の 考え方とあり方について

39番 長山芳正

12市町村が時代の潮流を捉える中で、環境と共生するクラスター型政令指定都市を目指して短期間ではありましたが、合併協議会で協議に協議を重ねまた市町村長会議等も日程が取れず朝7時から等の会議を重ねる中で合併協定を締結し、合併後4年余が過ぎて参りましたが、この間、市長もかわり、市長としてのマニフェストも限られた財源の中、多くの要望のある中で実現しなくてはなりません。そしてまた、浜松市行政改革推進審議会で、過去の決定にとらわれることなく、未来志向で聖域のない改革をすべきということであるというご提言をいただいております。こうした提言も尊重し改革すべきは改革し、新市建設計画等も変更すべきは十分協議を重ね合併協定書の重みを十分認識していただく中で変更して頂かなくてはなりません。市長は平成19年6月私どもの会派の代表質問としての中村勝彦議員の答弁においても、この郷土浜松を、豊かな自然や、活発な産業に恵まれた全国に誇る都市だと考えている、

そしてまた日本の国の縮図に近い都市だと言われ、それぞれの地域の個性や特性を生かし、共生・共助で作る豊かな地域社会、そして市民一人一人が同じ浜松市民であるという実感を共有することができる一体感のあるまち、一つの浜松をつくり上げていきたいと考えている。

そしてまた、それぞれの地域が育んできた歴史や文化など地域の文化を生かしていくことにより、単に効率優先の都市でなく、人に優

しく、将来にわたって持続可能な都市を造っていくことが重要だと答弁をされております。

またクラスター型都市についても突き詰めれば地域の考えを尊重し都市内分権を進めることである。言いかえれば、一つの浜松の旗のもとに、各地域の個性発揮に向けた地域主権のまちづくりを進めることだと答弁をさせていただいております。こうした答弁を踏まえてこれからの質問の答弁に期待いたしまして質問をさせていただきます。

最初に合併後5年目を迎え「共生・共助でつくる豊かな地域社会」と「ひとつの浜松」に向かつてのまちづくりについての質問の1の1点目として共生・共助でつくる豊かな地域社会に向かつての市民の活動に対する補助金の考え方とあり方について市長にお伺いいたします。

浜松市行政改革推進審議会から21年度予算の中で補助金については削減努力が不十分と指摘されており、団体運営費補助など20年以上継続している補助金は段階的に削減し、22年度をもって廃止すること、また、50年以上継続しているものについては21年度をもって廃止をする。

またイベント補助は、事業の収支を精査して削減、廃止することなどが答申されております。また、合併し補助件数も補助金額も増えた、これは、地域固有の伝統、文化など合併旧市町村地域に限定的な補助金や商工会など同一・同種の団体に対する異なった制度の補助金が増加要因の一つになっており、地域間、団体間に不均衡を生じ、ひとつの浜松の実現を阻害する要因になっていると指摘しておりますが、それぞれの地域の個性や特性を生かした一極集中でなく均衡ある発展を目指す

した補助金は、市民一人一人が同じ浜松市民であるという実感を共有することができる、一体感のある、ひとつの浜松をつくり上げていく方法だと思えます。

そこで共生・共助でつくる豊かな地域社会に向かつての市民の活動に対する補助金の考え方とあり方について市長にお伺いいたします。

■浜松市長 鈴木康友

市民活動に対する補助金についてでございますが、行政のさまざまな課題に対しまして、すべて市で取り組むには限界があり、市民活動団体や民間事業者等の役割分担は必要であると認識しております。こうしたことから、公益性の高い事業を市民が主体となって実施し、その事業に対し補助金交付という形で市が支援することは、行政目的達成のための有効な方法の一つと考えられます。しかしながら、補助金の中には公益性が低いと判断されるものや長期にわたって一定の団体に交付されているものがございます。特に団体の運営費に対するものは補助対象事業が明確でなく、団体の自立を阻害することから、本来の姿ではないと考えております。



また、市民参画で実施されるイベントに対する補助金に対しましては、市がどのように支援すべきか、観光振興や地域文化の継承などさまざまな角度から、そ

の公益性を検証する必要があると考えております。今後におきましては、昨年から取り組んでおります補助金評価を継続的に実施するとともに、事業の公益性や公平性を十分検証し、支援が必要と判断される事業につきましては適切な予算措置をまいります。

廃校廃園の利活用について

39番 長山芳正

引佐北部地域では田沢小学校、渋川小学校、久留女木小学校の3小学校の統合と井伊谷小学校、川名小学校の統合を来年の4月に控えており、この統廃合についてはそれぞれの地区において大変苦勞し、少子化とは言え、地域の文化の中心である学校がなくなることはまさに断腸の思いの決断で実現したものであります。このことにより3小学校の廃校舎と、それに付随して今まで休園となっていた幼稚園の廃園も予定され、廃校廃園施設が多数発生してまいります。市では今年度の2月に浜松市資産経営推進方針を策定し、その中には、個別方針として中山間地域の廃校、廃園の利活用に関する方針があり、そこには地域の活性化に結びつく利活用の優先や市有資産スリム化の取り組みなどの方向性、また施設利用に当たっての市の支援などが示されており、そこで統廃合により廃校・廃園となつた施設等の有効活用が市民サービスに、また地域振興につながるものと考えますが、施設の貸付料など条件があまり厳しいものであると、地域での利用は難しくであります。そこで、浜松市資産経営推進方針が策定されたことを踏まえ、以下2点について市長にお伺いいたします。

1点目として地域自治会のコミュニティ施設としての利用についてであります。学校校舎、幼稚園園舎の一部あるいは体育館・グラウンドを廃校後、普通財産として地域コミュニティ施設などに優先的に利用することが可能か、可能な場合は借り入れることになるのか、それ以外の方法があるのか、また借り入れる場合は貸付料を含めた維持管理形態についての考え及び庁内体制はどうかお伺いいたします。

次に2点目として避難地・避難所についてであります。学校は避難地・避難所指定してありますが、廃校後も体育館・グラウンドを地域の避難地・避難所として使用できるかお伺いいたします。

浜松市長 鈴木康友

市内には、中山間地域を中心に学校や幼稚園の統廃合による廃校や廃園が数多くございますが、これらは地域コミュニティの拠点として地域の皆様方に親しまれてきた施設でございます。また、資産経営の観点からも有効に利活用を進めるべきものであると考えます。昨年度策定いたしました資産経営推進方針では、保有財産の縮減と効率的な運営、有効活用を推進することとしております。また、個別方針である中山間地域の廃校・廃園の利活用に関する方針では、中山間地域活性化のため、施設の利活用を目指すとしております。ご質問いただいたように、廃校や廃園施設を地域主体で運営するコミュニティ施設に利用することは、まちづくりのために大切なことであると考えます。この場合、市から、地域へ貸し付け、あるいは売却などが想定されます。貸し付けや売却などの条件は個々の施設により異なりますが、中山間地域の活性化

を目的とする場合、貸付料の減額等が必要であるとされており、現在策定中の中山間地域振興計画と整合性を図り、対応を進めます。なを、地域における利用のない場合、一般公募することも想定しております。ご質問の庁内体制につきましては、企画部が中心となつて資産経営推進会議を開催し、全庁的な体制をとつております。今後とも、施設の有効利用による地域の活性化や市民サービスの向上、売却に伴う歳入の確保など進めてまいります。

次に避難地・避難所としての利用についてお答えいたします。現在避難地・避難所の中には旧下阿多古中学校、旧山香小学校など廃校後も避難地・避難所に指定している例もございます。今後発生する廃校につきましても、地域に適切な代替地がない場合は、引き続き避難地・避難所として使つてまいります。



地域自治センター管内の災害発生時対応上からの人員配置について

39番 長山芳正

行政は常に災害のない、犯罪のない事故のない、地域住民の生活安定を基本としこれらを未然に防ぐそれぞれの事業を積極的に進めていたただなくてはなりません。しかしながら、地震等は自然現象が相手であり、災害か

ら全てを守ると言うことは、その規模、種類、そして住民の生活範囲の広さ、また、多様化等からも困難であります。未然に防ぐ対策とともに一有事の際、被害を最小限に食い止めるべく、これまでのそれぞれの震災を教訓とする中、万全な体制を図っていかねばなりません。

そこで特に広い面積を持ち、人口の少ない、しかも高齢者の多い、地域自治センター管内の災害発生時についてであります。合併し役場から総合事務所に、そして政令指定都市移行後は、総合事務所から地域自治センターとなり、さらにまた2年後には、地域自治区がなくなり、地域自治センターから支所に替わろうとしており、職員も年々減るではないかと、地域住民は大変心配しております。一有事の際には、職員による現地の即対応により被害を最小限にとどめる等々からも、職員の配置は区役所への一極集中でなく、地域自治センターへの人員配置を考慮すべきと考えますが市長にお伺いいたします。

浜松市長 鈴木康友

地域自治センター管内の災害発生時の人員配置についてお答えいたします。災害に対する備えにつきましては、地形や居住状況など、それぞれの地域特性を踏まえた防災体制を組織し、迅速な災害対応を図るために必要な人員を配置することが大切であると考えております。このため、区役所における防災体制につきましても、区に危機管理監及び防災担当グループを置き、地域自治センターに地域危機管理監を配置するとともに、有事の際には、応急対策を実施する職員と避難所運営等を行う地区防災班の職員を配置することとしており、災害時に必要な配置体制を整えてお

ります。また、災害発生時には、区内及び区相互間はもとより全市的な応援態勢のもとに、地域住民と連携して災害に対応することが重要であると考えております。今後も防災対策には意を用い、災害時に支障を来さないように人員を配置してまいります。

新東名高速道路等の 開通予定について

39番 長山芳正

現在24年度を開通予定として工事が進められている、新東名高速道路の開通が予定より早くなるのではないかと期待していますが、この新東名並びに、三遠道路の開通予定について現段階で聞いている状況等について花島副市長にお伺いいたします。

副市長 花島秀樹

新東名高速道路は、現在、中日本高速道路株式会社により、浜松市内において本線部分と引佐連絡路合わせて31・7キロメートルの自動車専用道として施工中であります。浜松市内では全線にわたり順調に工事が進められており、平成21年7月現在の進捗率は84%となっており、

開通予定につきましても現時点での公式発表として、平成24年度と予定されておりますが、さらに開通を早めるため、鋭意努力に取り組んでいる

と伺っております。

次に、三遠南信自動車道のうち、引佐インターチェンジに接する三遠道路については、国の直轄事業として整備が進められており、(仮称)引佐ジャンクションから(仮称)鳳来インターチェンジまでの約14キロメートル区間において、トンネルの舗装工事や橋梁工事が進められております。開通予定時期につきましても、まだあきらかにされておませんが、本市といたしましては、引き続き新東名高速道路の供用にあわせた整備を国に働きかけてまいります。

新市建設計画登載主要事業である (仮称)引佐インター周辺開発事業の 進捗状況と今後の進め方について

39番 長山芳正

この周辺整備の進め方について平成17年11月議会と平成19年11月議会に質問したところ、答弁として、新たな検討委員会の設置について働きかけを行い、当事者である中日本高速道路株式会社と、浜松市を中心とした推進体制の確立を図る。また、当該地域は都市計画区域外であるが、平成21年度策定の都市計画マスタープランにおいてもその位置づけを検討していくとの答弁をいただいております。そこでその後の進捗状況と今後の進め方について花島副市長にお伺いいたします。

副市長 花島秀樹

引佐インターチェンジ周辺開発の進捗状況と今後の進め方についてお答えいたします。新東名高速道路と三遠南信自動車道においては、橋脚やトンネルなどの工事が着実に進み、東西南北の広域交通の形成が目

に見えて実感できるようになってまいりました。市民の期待も次第に膨らみ、その要衝に位置します引佐インターチェンジ周辺地区の開発に向けて一層の取り組みが必要と認識しております。こうした中、都市計画マスタープランは各階の有識者や市民の代表等により構成する策定委員会において議論を重ね、現在、最終段階を迎えているところでございます。その中で引佐インターチェンジ周辺地区につきましては、本市の発展に重要な役割を占める産業交流拠点に位置づけられて行く方針であります。合わせて、今年度から策定を手がけております第2次浜松市総合計画においても、交流拠点の考え方を掲げてあります。また、今後の進め方について共通の理解をさらに図るため、土地所有者であります中日本高速道路株式会社とも連絡調整を進めております。現時点におきましては、具体的な考え方までは至っておりませんが、引き続き、庁内関係部署の連携を図る中で、中日本高速道路株式会社と協力し合いながら、引佐インターチェンジのポテンシャルを最大限に生かす効果的な開発の手法を検討してまいります。

水防体制の現状と課題について

39番 長山芳正

浜松市には、一級河川を始め、多くの二級河川が存在しておりますが、水防団組織が全域にわたって結成されていないのが現状であります。最近では日本全国で局地的大雨などによる被害が発生しておりますが、二級河川を抱えている引佐・細江・三ヶ日地域においては昭和49年の七夕豪雨による被害が発生し、地域

住民は水防体制に不安を抱いております。そこで合併前には、それぞれの旧町において水防計画書を作成し、水防協議会に諮り県知事に協議をして水防体制が確立されておりましたが、合併後は水防計画等が住民、関係機関に周知されていないのが現状であります。

そこで市民の安全・安心を守るべき水防体制について以下2点について土木部長にお伺いいたします。

1点目として水防計画作成にあたり、市民の安全・安心のために区役所・水防団・関係機関等の調整はどのようにされているのかお伺いいたします。また、旧引佐三町には水防団が存在していませんが、大雨の時どのように対応し、市民の安全確保を図っていくのかお伺いいたします。

2点目として二級河川である都田川、井伊谷川、釣橋川などにおける水位等の観測は、誰の任務なのかお伺いいたします。また、観測者と区役所等関係機関との連絡体制はどのようなになっているのかお伺いいたします。

土木部長 松井 充

浜松市水防計画書は、上位計画である静岡県水防計画書に準じ、市域全体の水防業務に係る情報伝達体制や重要水防箇所などについて、水防団、区役所及び消防局などと協議を行い、市の防災会議に諮り、県知事の承認を受けて毎年作成しております。



次に大雨における対応ですが、旧浜松市及び浜北市には、水防団が合わせて17分団あり、大雨の際には配備につき、河川の巡視、住民への注意喚起及び避難誘導などの初期対応を行い、水害に備えております。旧引佐3町を含む水防団が設置されていない地域におきましては、土木部、区役所、消防署及び消防団が連携し、水害の警戒、住民への広報、避難誘導及び人命救助などの活動に当たります。

消防救急の現状と課題について

39番 長山芳正

全国統計によると、都市部では医療機関への照会回数が増加し、受け入れ困難事例が発生しており、傷病者の救命率への影響が危惧されております。この現状から救急搬送に関する基準を策定するための消防法が改正され、5月1日に公布され、6カ月の期間を経て10月末日に施行されますが、今回の改正により、県が搬送に関する基準を策定すると聞いておりますが、当市は、南北に広く市域を有していることから、市街地と中山間地域と



では、救急搬送の実情には差が出てきてしまうと考えられるため、今回の消防法改正に基

成20年の市街地と中山間地域の救急搬送の状況についてお伺いいたします。
2点目として救急隊が病院選定する際の基準と手配状況についてお伺いいたします。
3点目として県が策定する搬送に関する基準についてお伺いいたします。
4点目として平成20年の東名高速道路の救急業務状況と新東名高速道路等の開通に向かつての北消防署引佐出張所の整備についてお伺いいたします。

消防長 鈴木秀俊

平成20年の当市の救急出動件数は2万9620件で、搬送車数は2万7992人となっております。地域別では、市街地を管轄する中、東、西、南、浜北の5消防署が2万4314件の出動で、管轄内に中山間地域を有する北、天竜の2消防署が5306件の出動です。また、救急隊が現場に到着する平均時間は、市街地の5消防署が6分8秒で、中山間地域の2消防署が7分56秒です。さらに、19番通報から医療機関に収容するまでの平均時間はそれぞれ30分26秒、40分28秒で中山間地域は市街地より約10分遅くなっておりますが、重傷者は、救急隊と消防隊の連携やドクターヘリを活用し、迅速な搬送に努めております。さらに、来年度からの消防ヘリコプター1の運航により、救命措置の早期開始と搬送時間の短縮を図ってまいります。

次に2点目の病院選定の基準と手配状況についてお答えいたします。病院等の医療機関の選定は、救急隊員が傷病者の重傷度を判断して、症状に応じた医療機関を選定し、救急隊が直接、医療機関との電話連絡により搬送先を決めております。続いて、手配状況ですが、当市は浜松方式と言われる2次救急病

院等の当番制と西部地域メデイカルコントロール協議会の協力による受け入れ態勢により、いわゆるたらい回しに相当するような事案は発生していないと認識しております。

次に3点目の県が策定する搬送基準についてお答えいたします。今回の消防法の改正は、全国的に搬送先が決まらず、医療機関への搬送時間が伸びているところに背景がございます。この改正により、県が救急搬送及び受け入れに関する協議会を設置し、救急搬送及び受け入れに関する実施基準を策定することになります。しかしながら、医療機関の実情が県下では異なることから、統一した実施基準の策定には、困難が予想されると聞いております。当市としましては、先の県の協議会に対し、浜松方式による受け入れ態勢を実施基準中に反映していただくよう申し入れ、よりよい基準づくりに協力してまいります。

続きまして、4点目の平成20年の東名高速道路の救急業務状況と北消防署引佐出張所の整備についてお答えいたします。最初に平成20年の東名高速道路の救急業務状況についてでございますが、当市が管轄する東名高速道路の救急出動は66件でございます。また、他の出動では、火災7件、救助5件、救急支援等28件でございます。次に引佐出張所の整備につきましましては、現出張所の西側に、引佐インターチェンジが設置され、新東名や三遠南信自動車道、さらには東名高速へのアクセスも良好で、新東名等の災害対応には、現在の出張所が最適な位置と考えております。したがって、現状、今の出張所をそのまま活用し、これら高速道路等により乗り入れ可能な三ヶ日出張所、赤佐出張所、さらには消防ヘリコプターと連携し活動してまいります。今後の災害発生状況を踏まえ、検討してまいります。

浜松市における中山間地域振興策について

39番 長山芳正

平成17年7月の12市町村の合併以後、天竜区および引佐町北部地域においては、全国の中山間地域と同様に都市部との生活様式の差異、高齢化・少子化の進行等々に伴い、都市部との格差は正が大きな課題となっております。市当局においても、中山間地域の課題が重要であるとの認識から、平成20・21年度の2年間で振興計画を策定し、その後の5年間に進行計画を施策に反映するとしておりますが、中山間地域に対する取り組みについて以下2点について企画部長にお伺いいたします。

1点目として政令指定都市の中で市域の7割近くの中山間地域を有する都市として、他の政令指定都市にない計画策定をする必要があると思っておりますが、どのような策定方針で臨むのかお伺いいたします。

2点目として平成22年度から26年度の計画期間において、策定された計画が計画倒れとならないためには、実施計画に基づき事業を着実に実施していくべきであると思っておりますが、この計画の実効性を担保する方策についてお伺いいたします。

企画部長 清田浩史

本市では、中山間地域の振興を図るために、これまで過疎対策や辺地対策を初めとしてさまざまな施策を行ってまいりました。しかしながら人口流出・高齢化は歯止めがかからず、一部の地域では、生活の基礎となる自治会や集落の維持が難しくなるなど、深刻さをまし

ております。そこで、過疎地域や辺地よりも広い概念で市独自の中山間地域振興計画を策定することとしたものでございます。計画策定にあたりましては、住民ニーズに基づく施策の重点化、地域の自主的な取り組みに対する積極的な支援、都市地域との共生共助の推進の三つの方針を考えているところでございます。

次に2点目の計画の実行性を担保する方策についてお答えいたします。本市の中山間地域で実施されている事業の多くは、過疎法と辺地法に基づいており、交付税措置を伴う起債、補助率のかさ上げ、県による事業の代行などの財政的な支援措置がございます。中山間地域振興計画では過疎法と辺地法の有利な支援措置を最大限に活用して事業の着実な実現を図ってまいりたいと考えております。このため、今年度限りで失効する過疎法に変わる新たな過疎法の制定と地域指定に向けて、国に対して引き続き強力に要望してまいります。また、計画推進につきましては、可能な限り目標を設定し、現在、庁内に設置している計画策定会議に進捗管理の機能を持たせるとともに、その状況について市議会に適宜報告してまいりたいと考えております。

高齢者の方の社会参加促進のための、バス・タクシー券等の交付事業について

39番 長山芳正

現在高齢化の進行に伴う高齢者の社会参加、また病院への通院や、生活用品の買い出しのための交通手段が大きな課題となっております。公共交通機関は十分でなく、しかもバス停まで遠く、また、定期バスの便数も少なく、タクシー等の利用は遠距離のため高額となり、このため交通の不便な地域を考慮し介

護保険訪問介護報酬15%加算地域に限り地域限定としてガソリン券を交付していますが、同じような条件であっても行政区の境界により地域限定に入らない地域が多くあることからガソリン券交付地域の拡大を願う声多くありますがお伺いいたします。また、中山間地域は運転の出来ない高齢者との同居家庭が多くであり、このため家族が送迎していますが、高齢者本人が運転可能でなくては、ガソリン券交付の対象になりません。高齢で運転に自信がなく、高齢者の交通安全が叫ばれているとき、本人は運転しないが、家族に送迎してもらう方も対象になれば家族にもお願ひしやく、ガソリン券交付を願う声をよく聞きますが、中山間地域のこうした高齢者の方々の声をどのように考えておられるか社会福祉部長にお伺いいたします。

社会福祉部長 杉山浩之

ガソリン券の交付につきましては、合併協議の際に、公共交通機関がない地域があることを踏まえ、交付対象地域を中山間地域における介護報酬15%加算地域に限定して新たに交付することとしたものであります。このため、交付対象地域は、山村振興法などの規定により指定された地域に限定して実施しているものであり、地域の拡大は考えておりませんので、ご理解願います。

次に交付対象者は運転免許証を所持している方に限定しておりますが、ご質問にもありましたように運転できない高齢者を家族が送迎する実態があること、さらには天竜区協議会などからも対象者の拡大について要望が多く寄せられているところであります。また、最近では高齢者の交通事故を防止するために、運転免許所を返納するよう勧奨している

新たな社会状況の変化も生じております。こうした実態を踏まえ、運転免許を所持しない方につきましても、平成22年度からガソリン券の交付対象としてまいります。

道路のり面の草刈りの自治会委託について

39番 長山芳正

道路管理は、中山間地域に生活する住民にとって大きな課題であります。カーブの多い道路の、のり面の草刈りは、市の業者委託管理費だけでは困難であり、地域住民また都市部からの来訪者の交通安全確保のため、市道だけでなく県道等も自治会が燃料を負担し草刈り管理をしているのが実態であります。

また、生活道としての未舗装市道・未舗装農林道等の原材料支給による地元施工は、地域の連帯感の醸成と経費節減に多大な効果があります。

道路のり面の草刈りは国道等の交通量の多い幹線道路以外については、場所によっては自治会に委託することにより経費節減と、道路愛護の高揚が図れると思っておりますがこの点について、どのように考えておられるか土木部長にお伺いいたします。

土木部長 松井 充

中山間地域の道路のり面の草刈りにつきましては、国・県道などの幹線道路を中心に、適切な時期に2回程度実施しております。これらの道路は、平地部と異なり道路のり面の傾斜がきついなど危険を伴う作業となり、民間業者に委託しているのが現状でございます。今後、自治会への委託については、安全性や施工性に配慮するなど、実施に向けた検

討をしております。また、市民生活に密着した生活道路では、地域の皆さんの自主的な活動として、草刈りやゴミ拾いなど、道路の美化活動に積極的に取り組んでいただいている自治会等がございます。こうした、活動は、道路愛護を初めボランティア精神を養い、地域の一体感を醸成するなどの効果があると認識しております。市では、こうした活動を支援するため、浜松市道路愛護事業として既に制度化しておりますので、今後は制度のPRの推進とさらなる活動団体の拡大を図ってまいります。



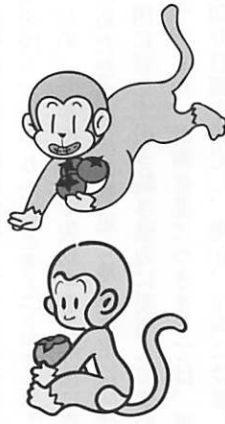
猿による農作物や生活被害 対応について

39番 長山芳正

浜松市内において、近年、30頭から50頭の猿の群れが中山間地域で出没し、カボチャ、トウモロコシ等の農作物が収穫直前に食べ尽くされる被害が発生しております。また、市街地においても、単独行動をとる「はぐれ猿」の目撃情報が寄せられておりますが、中山間地域では猪や猿の被害により農作物が取れなくなり、離農する人や耕作放棄地が増えてきているのが現状であります。

また最近では、小学校の通学路にも群れで出没が確認され、子供の下校時に学校の先生方の付き添いのもと下校したこともあり、このままでは人的被害も危惧される場所でもあります。猿の質問かと言われる方もあろうかと思いますが、大変深刻な課題であります。

聞くとところによりますと、三重県松阪市等他自治体では、麻酔銃、おり等で猿を捕らえ発信器をつけ、放し、発信器による調査で猿の位置を特定し、先回りして追いかう方法で、山に追い込み被害の減少に効果を上げていると聞いておりますが、サルによる農作物や生活被害における浜松市の対応を農林水産部長にお伺いいたします。



■農林水産部長 村田和彦

農作物の被害でございますが、平成20年度の本市の有害鳥獣被害は、猿は64頭を駆除しましたが、444万円の被害額、イノシシでは892頭を駆除、5201万円の被害額となっております、とりわけ北区や天竜区の被害が甚大であります。また、鳥獣による被害のために農家の生活意欲が減退し、耕作をあきらめた農家もいるので、被害額に反映されない部分もあり、事態はより深刻なものであると認識しております。本市といたしましては、農作物への被害を防止するため、野生鳥獣防除対策事業としてネットフェンスや電気さく等の設置を助成す

るとともに、猟友会へ駆除を依頼しているところでもあります。また、登下校時の安全に役立てるため、森林課が窓口となり、現地確認を行った上で、小・中学校、幼稚園及び保育園等への情報提供に努めているところでございます。いずれにいたしまして、猿を初め有害鳥獣への対策に効果を上げている他都市の事例を調査しまして、新たな対策も検討してまいりたいと考えております。

保存・継承が困難な文化財の管理について

39番 長山芳正

浜松市内には426件の指定文化財があり、地域の魅力の源泉として地域の歴史を活かしたまちづくりの中核に位置づけられております。しかしながら、文化財のなかでも、建物や樹木などは、通常は、文化財としての保存が目的として所有されているものではないため、所有者の負担が大きく、さらに、指定文化財の約4分の3は北区・天竜区の中山間地域に所在していることや、所有者の高齢化、所在する地域の過疎化等により管理体制の問題は年々深刻なものになってきております。

今後、所有者単独の維持管理が困難となるのが危惧されており、市としてはこれから管理が困難となる文化財に対してどのように保存し、後世に伝えていこうとするか生活文化部長にお伺いいたします。

■生活文化部長 池谷和宏

文化財は、その地域の自然や文化の中で育まれてきた地域の大切な資産でございます。

このうち樹木や建物など土地に根差した文化財には、地域の人々によって大切に守られてきたものも数多くございます。しかしながら、近年、過疎化や高齢化などの影響で、これら文化財の中には所有者や地域のみでは維持管理が困難となるものが生じていると受け止めております。それぞれの地域にございます文化財は地域で守り継承いただくことが基本でございますが、市といたしても、所有者に過度の負担とならないよう、市が管理責任となることも含め、適正な保存のあり方を研究してまいります。

文化財の保護組織の充実について

39番 長山芳正

平成19年の政令指定都市移行に伴い、生活文化部生涯学習課内に文化財担当が設けられ、専門性を有する職員の配置も進められていますが、広大な市域に所在する多様な文化財を網羅するには不十分であります。文化財は一度失われれば、二度と回復は不可能な、貴重な市民共有の財産であることを踏まえ、適切な管理・指導が行える組織の充実が必要であると考えますがどのように考えておられるか企画部長にお伺いいたします。

■企画部長 清田浩史

文化財や伝統文化の保存と継承は地域文化創造の土台となるものです。平成17年の合併により、浜松市内における国・県・市が指定する文化財は79件から426件に増大しております。多彩な文化財の存在は本市の特徴となっております。現在、文化財を担当する課において、文化財の調査と普及、文化財保護と保

存、公開、埋蔵文化財調査等に積極的に取り組んでおります。今後におきましては、文化財の保存、収集、研究、展示という目的を共有する博物館や、各区で継承されている歴史資料館と連携を強化し、文化財の保存と継承を進める体制づくりを検討してまいります。

39番 長山芳正

ただいまは、市長、副市長、関係部長にはそれぞれ前向きなる答弁をいただきまして、ありがとうございます。少し時間がありませんので、意見要望等を述べさせていただきます。

補助金につきましては、事業の公益性や公平性を十分検証し、適切な予算措置をしてまいりますとの答弁をいただきましたが、市政運営のスローガンである共生共助でつくる豊かな地域社会、ひとつの浜松、このスローガン実現には行政と市民と常に信用・信頼で結ばれていなくてはなりません。こうしたことを踏まえて、補助金交付には削減ありきでなく、補助金の事業効果を十分検証していただき、市政運営のスローガンが実現できるように進めていただきたいと思っております。また、水防体制の現状と課題について答弁いただきましたが、水防所管部局と区役所の連絡を密にしたいいただき、地域消防団の活用や自主防災隊等の協力を図りながら水害対策の充実強化をしていただきたい強く要望いたします。

また、ただいま、それぞれの質問に対して答弁いただきました。研究、検討等々も多くありました。一つガソリン券交付だけではいい答弁をいただきました。今後検討も含めて、確実に推進していただくことを強くお願いいたします。私の一切の質問を終わらせていただきます。